

伊方原発運転差止仮処分申立事件（山口地裁岩国支部係属中）の第3回審尋の学習講演会

伊方原発運転差止仮処分申立事件（山口地裁岩国支部係属中）の第3回審尋が8月10日（木）に岩国であり、この日に学習講演会を依頼されていたので講演を行ってきました。原発の運転差止め裁判の審尋のある日の学習講演会は初めての経験でした。この時に使用したパワーポイント資料のPDFデータを作成したので、末尾に掲載します。テーマは「伊方原発3号機の水蒸気爆発対策の不備」です。

2011年3月11日に東日本大震災と大津波が有り、メルトダウン事故を起こした福島第一原発は沸騰水型原発ですが、伊方原発は加圧水型原発なので、基本設計が随分違うのですが、その事までは説明する資料と時間が無かったので、分かりにくい説明になりました。また、質問をいただきましたが、なかなか十分な説明ができませんでした。

これまで、日本の国内では、原発の内部の事は、ブラックボックスとされ、国民には秘密にされてきました。

しかし、福島第一原発にメルトダウン事故が発生したので、沸騰水型原発については、かなりな情報が公開され、ブラックボックスの幾らかの部分は明らかになってきました。そして、福島第一原発のメルトダウン事故については、水素爆発など起こった現象についての対策は幾らかは行われるように成ったと思われます。

ただ、今の日本の新規制基準は、福島第一原発のメルトダウン事故で起きた事故についてのみの対策で、モグラたたきのような対策と思われます。水蒸気爆発対策の条文は有りません。

アメリカのスリーマイル島原発のメルトダウン事故や旧ソ連のチェルノブイリ原発のメルトダウン事故を経験し、海外でメルトダウン事故対策が行われてきた知見は、日本の新規制基準には殆ど取り入れられていません。

このようなその場しのぎの対策を行い、加圧水型原発は、「沸騰水型原発の福島第一原発のようなメルトダウン事故が起きても、伊方原発3号機等の放射性物質の大気中への飛散量は福島原発の飛散量の二千分の一にしかならない」とし、十分なメルトダウン事故対策を行わずに加圧水型原発の再稼働を次々と行う事は、非常に恐ろしい事と思われます。

原発再稼働反対の住民運動でも、裁判活動でも、メルトダウン事故対策問題を真正面から取り組む必要が有ると思われます。

その糸口を私の理解できる範囲で説明しました。

（文責 中西正之）

学習講演会資料「[伊方原発3号機の水蒸気爆発対策の不備](#)」